

中華人民共和國税関総署

特許権使用料納税申告手続の関連問題に関する公告

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2019年3月27日、中華人民共和國税関総署は『特許権使用料納税申告手続の関連問題に関する公告』（税関総署公告2019年58号、以下『58号公告』という）を公布し、特許権使用料（所謂「ロイヤリティ」）の申告を「税関による事後徴収モデル」から「企業による自主申告モデル」に変更しました。今後、企業は特許権使用料を一種の特殊貨物として通関申告書の形で税関に申告しなければならないとしています。『58号公告』は2019年5月1日から施行されます。

1. 政策の背景

税関総署の定義によると、「**特許権使用料**」とは、**輸入貨物の購入側が知的財産権の権利人および権利人から有効な授権を受けた者から、下記権利の許可の取得もしくは譲受のために支払う費用¹**（【図表1】を参照）を指します。「**課税特許権使用料**」とは、**一定の条件²**（【図表2】を参照）に満足し、**輸入貨物の課税価格に計上すべき特許権使用料**を指します。

【図表1】特許権使用料に係わる主な権利の種類

✓ 特許権 ✓ 商標権 ✓ 独占技術 ✓ 著作権 ✓ 代理販売権 ✓ 販売権

【図表2】特許権使用料における輸入貨物の課税価格への計上に関する判断基準

成約価格に基づき輸入貨物の課税価格を査定する場合、**貨物の実際支払・買掛価格に含まれていない特許権使用料は課税価格に計上**するが、下記状況のいずれかの条件に充足する場合は除く：

1. 特許権使用料は当該貨物と関係がない場合
2. 特許権使用料の支払が当該貨物の中華人民共和國国内で販売する条件*でない場合

※購入側は特許権使用料を支払わなければ、輸入貨物を購入できない、もしくは購入側は特許権使用料を支払わなければ、契約が決めた条件で取引することができない場合、特許権使用料の支払は輸入商品が中華人民共和國の国内で販売する条件とみなすべきである。

輸入貨物の課税価格に計上すべき特許権使用料	1. 特許権使用料は特許権もしくは独占技術使用権の利用を目的に支払われ、かつ輸入貨物が下記条件のいずれかに該当する場合： <ol style="list-style-type: none"> (1) 特許もしくは独占技術を含む場合 (2) 特許の方法もしくは独占技術を用いて生産された場合 (3) 特許もしくは独占技術の実現のために特別に設計もしくは製造された場合
	2. 特許権使用料は商標権の利用を目的に支払われ、かつ輸入貨物が下記条件のいずれかに該当する場合： <ol style="list-style-type: none"> (1) 商標が付された場合 (2) 輸入後、商標が付されて直接販売可能な場合 (3) 輸入時にすでに商標権を有し、軽度な加工を経て商標が付されれば販売可能な場合

¹ 『中華人民共和國税関総署 輸出入貨物の課税価格の査定弁法』（税関総署令213号）の第51条。

² 『中華人民共和國税関総署 輸出入貨物の課税価格の査定弁法』（税関総署令213号）の第11、13、14条。

	<p>3. 特許権使用料は著作権の利用を目的に支払われ、かつ輸入貨物が下記条件のいずれかに該当する場合：</p> <p>(1) ソフトウェア、文字、曲、グラフ、画像もしくはその他の類似内容を含む輸入貨物（例えば、カセット・テープ、磁気ディスク、光ディスクもしくはその他の類似媒体）。</p> <p>(2) その他の著作権内容を享受する内容を含む輸入貨物の場合</p>
	<p>4. 特許権使用料は代理販売権、販売権もしくはその他の類似権利の利用を目的に支払われ、かつ輸入貨物が下記条件のいずれかに該当する場合：</p> <p>(1) 輸入後、直接販売可能な場合</p> <p>(2) 軽度な加工を経て販売可能な場合</p>

近年、貨物輸入企業の課税特許権使用料の申告について、税関総署は続々と関連公告を公布しています。

【図表3】近年、税関総署より公布された特許権使用料に関する公告

No	公布時間	公告名	番号	「特許権使用料」に関する内容
1	2016-3-24	『「中華人民共和国税関 輸出入貨物通関申告書記入規範」の改正に関する公告』	税関総署公告 2016 年第 20 号	通関申告書の記入要求において、「特許権使用料支払の確認」という項目を増設。輸入企業は通関申告書を作成する際、輸入貨物に係る特許権使用料について判断をしなければならない
2	2019-1-23	『税関監督管理方式の増設に関する公告』	税関総署公告 2019 年第 20 号	「特許権使用料の事後徴収」という監督管理方式を増設し、コードを 9500 とする。企業は貨物輸入後に特許権使用料を支払う場合、支払後の規定時間内に税関に納税申告をしなければならない

今回公布された『58号公告』は上記公告に基づき、課税特許権使用料の申告要求を変更し、あわせて規定時間通りに申告しない際の関連罰則を明確にしました。

2. 本公告の主要内容

『58号公告』に基づき、納税義務人は、通関申告書を記入する際に、①輸入貨物に係る課税特許権使用料は存在するかどうかを判断し、「特許権使用料支払の確認」欄に記入・確認し、②貨物の輸入申告時にすでに課税特許権使用料を支払済かを確認し、関連情報を記入しなければならない。関連通関申告書の記入ステップは【図表4】の通り：

【図表4】通関申告書の記入ステップ（詳細な図解は添付書類を参照）

No	フロー	状況	記入要求	適用税率、課税為替レート
1	輸入貨物に係る課税特許権使用料は存在の有無を判断	存在	「特許権使用料支払の確認」欄に「是」を記入	/
		存在しない	「特許権使用料支払の確認」欄に「否」を記入	
		※輸出貨物、加工貨物および保税監督管理貨物（保税貨物の国内販売を除く）は記入を免除する		
2	貨物の輸入申告時にすでに課税特許権使用料を支払済かを確認	支払済	支払済の金額は通関申告書の「雑費」欄に記入し、「総価格」欄に記入する必要がない	税関が貨物の輸入申告を引き受けた日の適用税率、課税為替レートに基づき、特許権使用料に対して税金を徴収
		未支払	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各支払い後の30日以内に税関に納税申告を行う ▶ 通関申告書の「監督管理方式」欄に「特許権使用料の事後徴収」（コード：9500）、「商品名称」欄に該当輸入貨物の名称を、「商品コード」欄に該当輸入貨物のコードを、「法定数量」欄に「0.1」を、「総価格」欄に各支払いにおける課税特許権使用料の金額を、「総重量」および「純重量」欄に「1」を記入 	納税義務人の特許権使用料の納税申告手続を税関が引き受けた日に貨物の適用税率、課税為替レートに基づき、特許権使用料に対して税金を徴収

『58号公告』に基づき、規定通りに特許権使用料の関連手続を行わない場合、税関は下記の方式に基づき**滞納金**を徴収する。

【図表5】滞納金に関する規定

No	状況	滞納金の徴収方式
1	納税義務人が規定通りに「特許権使用料支払の確認」欄に記入せず、税金の過小徴収もしくは徴収漏れとなった場合	税関は納税もしくは貨物通関の日から、税関に規定違反の行為が発見された日まで、1日につき過小徴収もしくは徴収漏れの金額の0.05%を滞納金として徴収することができる
2	納税義務人が規定通りに「特許権使用料支払の確認」欄に記入したが、特許使用料の各支払い後の30日以内に税関に特許権使用料の納税申告手続を取り扱わず、税金の過小徴収もしくは徴収漏れとなった場合	税関は企業の納税申告手続実施期限の満了日から、納税申告手続の実施日もしくは税関に規定違反の行為が発見された日まで、1日につき過小徴収もしくは徴収漏れの金額の0.05%を滞納金として徴収することができる

税金滞納金の減少徴収・免税について、税関総署 2015年第27号公告および税関総署 2017年第32号公告の関連規定に基づき取り扱う。

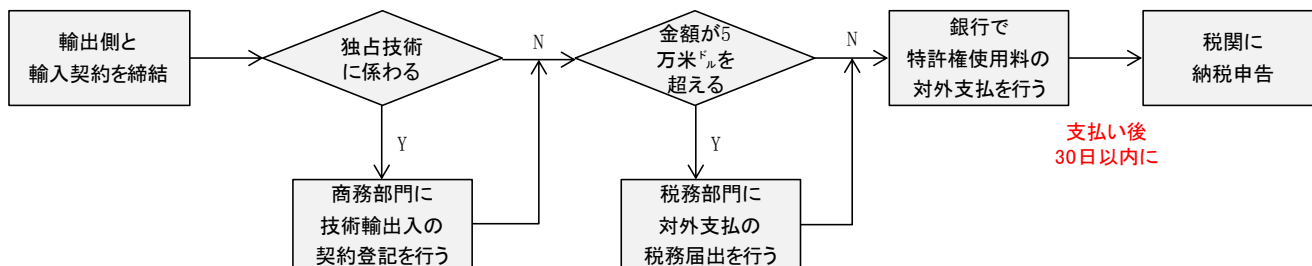
3. 企業への影響

『58号公告』の実施後、「特許権使用料支払」の記入方法が変更されました。同時に、貨物輸入企業に対して関連申告判断においてさらに高い要求が提出されました。判断の誤りによる滞納金の徴収

を回避するために、「特許権使用料支払」に係る関連企業は早急に『58号公告』の規定に基づき、既存の特許権使用料の妥当性を再評価し、申告方法を変更することを推奨します。

貨物輸入企業は輸入貨物に係わる特許権使用料を支払う際に、関連手続が多いため、関連企業は関連業務フローについて早急な整理を推奨します。下記図表は、輸入貨物と関連特許権使用料を分けて支払う場合、特許権使用料の支払に係る可能性のある手続のイメージ図となります。

【図表6】特許権使用料支払に係る手続（輸入貨物と関連特許権使用料を分けて支払う場合）



また、特許権使用料の支払について、上記手続を適切に取り扱うだけでなく、移転価格のリスクの存在も考慮する必要があり、輸入企業に対してコンプライアンス上の要求が高くなりました。引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

添付書類

税関申告書における特許権使用料に関する内容の図解

以下は「中国国際貿易単一窓口」(<https://www.singlewindow.cn/>)の「輸入申告表整合申告」に基づき、輸入通関申告書における「特許権使用料」に関する内容を図解で説明します。

1. 輸入貨物に係る課税特許権使用料の有無を判断し、「特許権使用料支払の確認」欄に記入：

うち、輸出貨物、加工貿易および保税監督管理貨物（国内販売保税貨物を除く）の記入を免除する。

販売側もしくは関連側に直接的もしくは間接的に輸入貨物に係る課税特許権使用料の支払が必要な場合、輸入貨物の実際支払・買掛価格に含まれているか否かを問わず、「特許権使用料支払の確認」欄に「是」を記入しなければならない。販売側もしくは関連側に直接的もしくは間接的に輸入貨物に係る課税特許権使用料の支払いが必要でない場合に対し、「特許権使用料支払の確認」欄に「否」を記入する。

【図表1】「特許権使用料支払の確認」の記入

状況	記入方法
輸出貨物、加工貿易および保税監督管理貨物（国内販売保税貨物を除く）	記入不要
輸入貨物に係る課税特許権使用料が存在する場合	「是」を記入
輸入貨物に係る課税特許権使用料が存在しない場合	「否」を記入

2. 貨物の輸入申告時に課税特許権使用料が支払済かを確認し、「特許権使用料支払の確認」欄に記入。

①貨物の輸入申告時に課税特許権使用料を支払済の場合：

支払済の金額は通関申告書の「雑費」欄に記入し、「総価格」欄への記入は不要。

【図表2】貨物の輸入申告時にすでに課税特許権使用料を支払った場合

The screenshot shows a customs declaration form with various fields. Annotations include:

- 雑費** (Miscellaneous Fees): Points to the '其他包装' (Other Packaging) field.
- 支払った金額を記入** (Enter the amount paid): Points to the '重量(KG)' (Weight in KG) field.

②貨物の輸入申告時に課税特許権使用料を支払未済の場合：

各支払い後の30日以内に税関に納税申告手続きを取り扱う。

通関申告書の①「監督管理方式」欄に「特許権使用料の事後徴収」(コード9500)、②「商品名称」欄に該当輸入貨物の名称を、③「商品コード」欄に該当輸入貨物のコードを、④「法定数量」欄に「0.1」を、⑤「総価格」欄に毎回支払う課税特許権使用料の金額を、⑥「総重量」および⑦「純重量」欄に「1」を記入。

【図表3】貨物の輸入申告時に課税特許権使用料を支払未済の場合

The screenshot shows a customs declaration form with various fields. Annotations include:

- ①監督管理方式** (Supervision Management Method): Points to the '监管方式' (Supervision Method) field.
- ②商品名称** (Product Name): Points to the '商品名称' (Product Name) field.
- ③商品コード** (Product Code): Points to the '商品编号' (Product Code) field.
- ④法定数量** (Legal Quantity): Points to the '法定第一数量' (Legal First Quantity) field.
- ⑤総価格** (Total Price): Points to the '总价' (Total Price) field.
- ⑥総重量** (Total Weight): Points to the '毛重(KG)' (Gross Weight in KG) field.
- ⑦純重量** (Net Weight): Points to the '净重(KG)' (Net Weight in KG) field.
- 「1」を記入** (Enter '1'): Points to the '监管方式' (Supervision Method) field.
- 「0.1」を記入** (Enter '0.1'): Points to the '法定第一数量' (Legal First Quantity) field.
- 「商品名称」に当該輸入貨物の名称を、「商品コード」に当該輸入貨物のコードを記入** (Enter the name of the imported goods in the 'Product Name' field and the code in the 'Product Code' field): Points to the '商品名称' (Product Name) and '商品编号' (Product Code) fields.
- 当該課税特許権使用料の金額を記入** (Enter the amount of the tax special right fee): Points to the '总价' (Total Price) field.

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于特许权使用费申报纳税手续有关问题的公告 海关总署公告 2019 年第 58 号</p> <p>为做好特许权使用费申报纳税工作，现就特许权使用费申报纳税手续有关事项公告如下：</p> <p>一、本公告所称特许权使用费是指《中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法》（海关总署令第 213 号公布，以下简称《审价办法》）第五十一条所规定的特许权使用费；应税特许权使用费是指按照《审价办法》第十一条、第十三条和第十四条规定，应计入完税价格的特许权使用费。</p> <p>二、纳税义务人在填制报关单时，应当在“支付特许权使用费确认”栏目填报确认是否存在应税特许权使用费。出口货物、加工贸易及保税监管货物（内销保税货物除外）免于填报。</p> <p>对于存在需向卖方或者有关方直接或者间接支付与进口货物有关的应税特许权使用费的，无论是否已包含在进口货物实付、应付价格中，都应在“支付特许权使用费确认”栏目填报“是”。对于不存在向卖方或者有关方直接或者间接支付与进口货物有关的应税特许权使用费的，在“支付特许权使用费确认”栏目填报“否”。</p> <p>三、纳税义务人在货物申报进口时已支付应税特许权使用费的，已支付的金额应填报在报关单“杂费”栏目，无需填报在“总价”栏目。海关按照接受货物申报进口之日适用的税率、计征汇率，对特许权使用费征收税款。</p> <p>四、纳税义务人在货物申报进口时未支付应税特许权使用费的，应在每次支付后的 30 日内向海关办理申报纳税手续，并填写《应税特许权使用费申报表》（见附件）。报关单“监管方式”栏目填报“特许权使用费后续征税”（代码 9500），“商</p>	<p>特許権使用料納税申告の手續関連問題に関する公告 税関総署公告 2019 年 58 号</p> <p>特許権使用料の納税申告を適切に遂行するために、ここに特許権使用料に関する納税申告手續の関連事項について以下の通り公告する：</p> <p>一、本公告がいう特許権使用料とは、『中華人民共和國税関 輸出入貨物の課税価格の査定弁法』（税関総署令第 213 号にて公布、以下『価格査定弁法』という）の第 51 条が規定する特許権使用料を指す。課税特許権使用料とは、『価格査定価格』第 11 条、第 13 条および第 14 条の規定に基づき、課税価格に計上すべき特許権使用料を指す。</p> <p>二、納税義務人が通関申告書を記入する際に、「特許権使用料支払の確認」欄に課税特許権使用料の存在を確認しなければならない。輸出貨物、加工貿易および保税監督管理貨物（保税貨物の国内販売を除く）の記入を免除する。</p> <p>販売側もしくは関連側に直接的もしくは間接的に輸入貨物に係る課税特許権使用料の支払いが必要な場合、輸入貨物の実際支払・買掛価格に含まれているか否かを問わず、「特許権使用料支払の確認」欄に「是」を記入しなければならない。販売側もしくは関連側に直接的もしくは間接的に輸入貨物に係る課税特許権使用料の支払いが不要な場合、「特許権使用料支払の確認」欄に「否」を記入する。</p> <p>三、納税義務者が貨物輸入申告時に課税特許権使用料を支払済の場合、支払済の金額は通関申告書の「雑費」欄に記入し、「総価格」欄への記入は不要。税関は貨物輸入申告を引き受ける日に適用する税率、課税為替レートに基づき、特許権使用料に対して税金を徴収する。</p> <p>四、納税義務人が貨物輸入申告時に課税特許権使用料を支払未済の場合、各支払い後の 30 日以内に税関で納税申告手續を行い、あわせて『課税特許権使用料申告表』に記入しなければならない（添付を参照）。納税申告書の「監督管理方式」欄に「特許権使用料</p>

<p>品名称”栏目填报原进口货物名称，“商品编码”栏目填报原进口货物编码，“法定数量”栏目填报“0.1”，“总价”栏目填报每次支付的应税特许权使用费金额，“毛重”和“净重”栏目填报“1”。</p> <p>海关按照接受纳税义务人办理特许权使用费申报纳税手续之日货物适用的税率、计征汇率，对特许权使用费征收税款。</p> <p>五、因纳税义务人未按照本公告第二条规定填报“支付特许权使用费确认”栏目造成少征或漏征税款的，海关可以自缴纳税款或者货物放行之日起至海关发现违反规定行为之日止，按日加收少征或者漏征税款万分之五的滞纳金。</p> <p>纳税义务人按照本公告第二条规定填报，但未按照本公告第四条规定期限向海关办理特许权使用费申报纳税手续造成少征或者漏征税款的，海关可以自其应办理申报纳税手续期限届满之日起至办理申报纳税手续之日或海关发现违反规定行为之日止，按日加收少征或者漏征税款万分之五的滞纳金。</p> <p>对于税款滞纳金减免有关事宜，按照海关总署2015年第27号公告和海关总署2017年第32号公告的有关规定办理。</p> <p>六、本公告自2019年5月1日起实施。海关总署2019年第18号公告附件《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》第四十六条“支付特许权使用费确认”的规定同时停止执行，按照本公告规定执行。</p> <p>特此公告。 附件： 应税特许权使用费申报表.doc [略]</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2019年3月27日</p>	<p>事後徴税」(コード9500)に記入し、「商品名称」欄に元の輸入貨物コードを記入し、「法定数量」欄に「0.1」を記入し、「総価格」欄に毎回支払う課税特許権使用料金額を記入し、「総重量」と「純重量」欄に「1」を記入する。</p> <p>税関は、納税義務人の特許権使用料の申告納税手続を引き受ける日の貨物に適用する税率、課税為替レートに基づき、特許権使用料に対して税金を徴収する。</p> <p>五、納税義務人が本公告第二条の規定に基づき「特許権使用料支払の確認」欄に記入せず、税金の過小徴収もしくは徴収漏れとなった場合、税関は納税もしくは貨物通過の日から税関に規定違反の行為が発見された日まで、1日につき過小徴収もしくは徴収漏れの金額の0.05%を滞納金として徴収する。</p> <p>納税義務人が本公告第二条の規定に基づき記入したが、本公告の第四条が規定した期限に基づき税関で特許権使用料の納税申告手続を行わず、税金の過小徴収もしくは徴収漏れとなった場合、税関はその納税申告手続実施期限の満了日から納税申告手続実施日もしくは税関に規定違反の行為が発見された日まで、1日につき過小徴収もしくは徴収漏れの金額の0.05%を滞納金として徴収する。</p> <p>税金滞納金の減少徴収・免税について、税関総署2015年第27号公告および税関総署2017年第32号公告の関連規定に基づき取り扱う。</p> <p>六、本公告は2019年5月1日から実施する。税関総署2019年第18号公告の添付書類『中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書の記入規範』第四十六条の「特許権使用料支払の確認」の規定は同時に執行を停止し、本公告の規定に基づき執行する。</p> <p>特に公告する。 添付書類：課税特許権使用料申告表.doc [略]</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2019年3月27日</p>
--	---

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室